

令和5年度行政処分一覧表

番号	被処分者名	処分年月日	処分の内容	許可の内容	条文 (廃棄物処理法)	処分の理由
1	株式会社たなか商会	R5. 6. 14	許可取消	産廃収集運搬	14条の3の2 第1項第4号	同社の役員が、会津若松簡易裁判所において罰金刑に処せられ、平成31年1月25日に刑が確定したことが、法第14条第5項第2号ニに規定する同号イ（法第7条第5項第4号ニ（罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者）の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。
2	岡崎 信浩	R5. 6. 26	許可取消	産廃収集運搬	14条の3の2 第1項第4号	同人が、福島地方裁判所白河支部において懲役8月の刑等に処せられ、令和2年9月23日に刑が確定したことが、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ハ（禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者）の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。
3	株式会社三宝	R5. 7. 19	許可取消	産廃処理施設 (処分場) 産廃処分業 産廃処理施設 (焼却施設) 一廃処理施設 (処分場)	15条の3 第1項第2号 14条の3の2 第1項第5号 15条の3 第1項第1号 第9条の2の2 第1項第1号	同社が設置する産業廃棄物最終処分場において、処理能力（埋立容量）を10%以上増大させて産業廃棄物を埋立処分する場合に必要な産業廃棄物処理施設変更許可を受けずに、処理能力の10%以上の量の木くずを埋立処分した。また、当該違反行為に対する県からの再三にわたる改善指導にもかかわらず改善されていない。これらの状況は、法に規定する許可取消要件に該当するため。

番号	被処分者名	処分年月日	処分の内容	許可の内容	条文 (廃棄物処理法)	処分の理由
4	丸好宗像商店株式会社	R5. 11. 22	許可取消	産廃収集運搬	14条の3の2 第1項第4号	令和5年10月4日に福島地方裁判所郡山支部が同社に係る破産手続を開始したことが、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号ロ(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者))の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。
5	砂押プラリ株式会社	R5. 11. 22	許可取消	産廃収集運搬 特管産廃収集 運搬	14条の3の2 第1項第4号	令和5年10月23日付けで、同社は宮城県から(特別管理)産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可取消し処分を受けたことが、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号ホ(許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者))の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。
6	株式会社畑田工業	R6. 3. 12	許可取消	産廃収集運搬	14条の3の2 第1項第4号	令和5年12月27日に福島地方裁判所相馬支部が同社に係る破産手続を開始したことが、法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号ロ(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者))の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。